

※ 親として成人として尊重することとは別に、親子の会話・相談の機会を増やして、一八歳以上の子供に対する

三、次に成人年齢が一八歳からになったとしても、二〇二二年四月以降も二〇歳の基準を維持する制度もある。

1、国民年金加入年齢（オレオレ詐欺などが、一八歳になつたとして、偽造の加入申出書類を作成して、被害が発生しないように注意したい）

2、飲酒・喫煙が許されるのも、二〇歳で変わらない。

3、自動車の大型・中型免許の取得年齢も変わらない。

4、離婚による養育費の支払期限はどうか。

現状は、二〇歳までが原則であるが、夫婦ともに大学卒の場合、大学卒業までを養育費の期限とする合意又は審判が多いが、一方で高卒で就職して収入を得る場合は二〇歳以前でも養育義務がなくなることが通常である。

この点は、改正後もこれまでと変わらないのが基本となる。

四、相続手続きについても影響ができる。

夫婦ともに大学卒の場合、大学卒業までを養育費の期限とする合意又は審判が多いが、一方で高卒で就職して収入を得る場合は二〇歳以前でも養育義務がなくなることが通常である。

この点は、改正後もこれまでと変わらないのが基本となる。

五、その他、相続税・贈与税でも「税額控除」や「特例税率」などで影響が出る。

クラインアントだより

社会福祉法人徳寿会

理事長

伊藤 雄幸

私は、一九七九年に現在の近鉄川越富洲原駅からほど近いところに産婦人科伊藤医院を開業しました。以来、四十餘年が、産婦人科 小児科、内科の診療を続けています。

社会福祉法人徳寿会は、介護保険制度がスタートした二〇〇〇年に発足しました。現在 四日市市北部の天力須賀在宅介護サービスセンター（デイサービス・ショートステイ）、特別養護老人ホーム 天力須賀、グルーピホーム白砂（認知症対応型）、四日市市南部の楠地区で介護老人福祉施設みのりの里（特養、ショートステイ、デイサービス）、鈴鹿市長太地区で鈴鹿生活介護センター（障害者施設）を運営しています。



今村弁護士には、グルーピホーム白砂の新築工事の際に大変お世話になりました。二〇一三年九月に、当法人は建設会社と工事請負契約を締結しましたが、同社は工事着工後に自己破産し、工事が不履行になりました。今村弁護士は、当法

人の代理人として破産管財人と交渉に当たられ、四日市市の補助金との関係で工期に制約がある中で、二〇一五年一月に和解が成立し、何とか同年四月の開設に間に合わせることができました。

また、今村弁護士には同郷のご縁もあつて、当法人の設立時から理事を務めさせていただき、昨年一ヶ月には、長年の功績により全国社会福祉協議会会長表彰を受けられました。

さて、世界的な新型コロナウイルスの蔓延により、私たちは生命や健康に対する脅威を感じ、著しい行動制限を余儀なくされています。

当法人の施設も例外ではなく、本年二月にデイサービスセンターの職員一名が新型コロナウイルスに感染しました。保健所の調査の結果、利用者や職員に濃厚接触者がいなかつたことから、幸いにも二日間の休業後に営業を再開することができました。

介護施設は、医療や交通、物流、小売業などと同じように休業になると国民生活に大きな影響を及ぼします。

デイサービスやショートステイも休業になると、利用者本人にご不便やご不自由をおかけするだけでなく、ご家族も介護のために仕事を休まなければならぬ状況になることもあります。そういうつた意味では、介護施設は地域の生活を支える社会的基盤の一つであると考えています。

新型コロナウイルス感染症への対策としては、職員のマスク着用、就業前の検温、手指消毒などの基本的なこと、施設内の換気、消毒の他にも考えられる限り

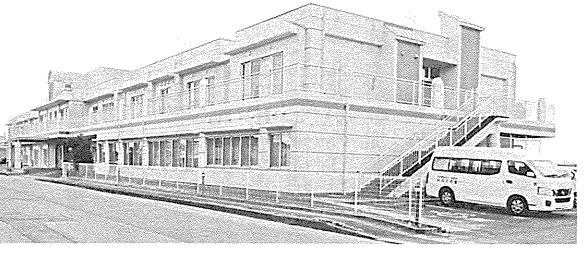
のことを行っています。特別養護老人ホームの入所者とご家族の面会は、非常に残念ですがお断りをし、窓越し若しくはスマートフォンやタブレット端末によるオンライン面会にさせていただいています。また、本年二月までに職員並びにサービスが安定的・継続的に提供することができるよう、介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）の作成が義務付けられました。当法人においても、計画づくりに着手し、職員への研修と訓練を通して、計画を実効性のあるものにしていきたくと考えています。

地域の介護・福祉は、行政や医療、地域包括支援センター等の関係機関など、通じて計画を実効性のあるものにしていきたくと考えています。

さらに、感染症や近年多発する自然災害が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供することができるよう、介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）の作成が義務付けられました。当法人においても、計画

づくりに着手し、職員への研修と訓練を通して、計画を実効性のあるものにしていきたくと考えています。

地域の介護・福祉は、行政や医療、地域包括支援センター等の関係機関など、多くの人々に支えられ成り立っています。当法人もその一員として、地域の人々に親しまれ、頼りにされる施設になります。そのため、今後とも一層のご指導・ご鞭撻をお願い申し上げます。



伝家の宝刀の切れ味は如何に

かれたのだ。

時期も興味深い。相続自体は平成24年6月、税務署が更正処分等をしたのが

平成28年4月。相続人がこれを不服として以後訴訟に発展していくことになる

が、平成27年には相続税の基礎控除額を使い、相続人に約3億円の追徴課税したことの是非が問われた訴訟で、4月19日にも最高裁の判断が示される。事案の詳細については新聞報道や識者の解説等に譲るとして、路線価で相続税額を算定する今までの実務が維持されるのか、それとも路線価否定で行き過ぎた不動産節税策に一石を投じ、取れるところから取るという昨今の課税強化の流れを勢い付かせるのか、興味深い。

税法は、土地や建物の相続財産は、「当該財産の取得の時における時価」で評価すると定めている（相続税法22条）。

何をもつて「時価」とするかは実は曖昧だが、実務では国税庁が毎年公表する路線価によつており、それが当然のように通用してきた。その例外として、「この通達の定めによつて評価することが著しく不適当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する」との冒頭の通達があるにはあったが、使いそうで使わない、伝家の宝刀だった。

三、次に成人年齢が一八歳からになつたとしても、二〇二二年四月以降も二〇歳の基準を維持する制度もある。

1、国民年金加入年齢（オレオレ詐欺などが、一八歳になつたとして、偽造の加入申出書類を作成して、被害が発生しないように注意したい）

2、飲酒・喫煙が許されるのも、二〇歳で変わらない。

3、自動車の大型・中型免許の取得年齢も変わらない。

4、離婚による養育費の支払期限はどうか。

死後事務委任契約

森下 和也

死後事務委任契約というものをご存知でしようか。

遺言書はご存知かと思いますが、死後事務委任契約というものは、遺産に関すること以外についての死後の事務を第三者に託す内容の契約です。

この死後事務委任契約というものは、相続人と疎遠であり、相続人に依頼してもやつてもられないような状況にあります。あるいはそもそも、相続人がおらず、自分が死亡した後に、自己の身の回りに居ない場合に、死後に閑する事務を依頼することによって、周りに迷惑をかけずには済むことが期待されます。

最近、高齢者であり、配偶者も子もらず、兄弟姉妹もないため、自分が死亡した後、借りているアパートの未払賃や建物の明渡し、原状回復の点をどうするのか、電気、水道料金などの支払いはどうするのか、入院や老人ホームに入居している場合、未払い治療費や入居費用はどうするのか等の不安を感じていることが多い。前述の事件では一審・二審も適当という方向に傾くか。

また、最高裁が前述の事件で弁論を開いたという事実も見逃せない。最高裁がとされる路線価も、取得価格や不動産鑑定額の約4分の1と聞けば路線価評価不適当が多い。前述の事件では一審・二審も適当という方向に傾くか。

また、最高裁が前述の事件で弁論を開いたという事実も見逃せない。最高裁が弁論を開いた場合、高裁の判断を見直すことができる。前述の事件では一審・二審も適当という方向に傾くか。

後事務委任契約というものを利用して死後のアパートの退去などについて委任していただとすれば、賃貸人に迷惑をかけずに済んでいたのかもしません。死後委事務委任契約において期待される事務の具体例は以下のとおりです。

- ① 関係者に対する死亡の連絡
- ② 葬儀、納骨、埋葬、永代供養
- ③ 三回忌法要に関する事務
- ④ ペットの引渡し等に関する事務
- ⑤ 医療費、入院費用等その他施設利用料等の清算
- ⑥ 電気、ガス、水道等の公共サービスの料金精算及び解約
- ⑦ 家財道具、生活用品の引渡し又は処分
- ⑧ 行政官庁等への諸届出
- ⑨ 相続人不存在の場合の相続財産管理人選任申立てなど

（死後事務委任契約実務マニュアル－Q&Aとケース・スタディー 新日本法規参照）

なお、死亡届の提出を依頼することも考えられます。